

お知らせ

※高額になりそうな入院や外来の費用を、あらかじめ軽減できる場合があります。

国民健康保険 社会保険 } に加入の 70歳未満 の患者さん

限度額認定証 を、病院窓口にご提示ください。

(ご加入の健康保険に手続きすると発行されます。)

※手続きは、必ず **当該月中まで** お願いします。

さかのぼ
(月が変わると遡って適用されません。)

健康保険限度額適用認定証			
平成 年 月 日交付			
被 保 険 者	記 号	番 号	
	氏 名		男 女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	
適 用 対 象 者	氏 名		男 女
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住 所		
発行年月日		平成 年 月 日	
有効期限		平成 年 月 日	
適用区分			
保 険 者	所在地		
	保険者 番 号 名 称 及 び 印		

自己負担限度額の計算方法(平成27年1月1日より、限度額が所得に応じて見直されました)

年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費－ 842,000円) × 1% (〃	140,100円)
年収約770～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費－ 558,000円) × 1% (〃	93,000円)
年収約370～約770万円の方	80,100円 + (医療費－ 267,000円) × 1% (〃	44,400円)
～年収約370万円の方	57,600円 (〃	44,400円)
住民税非課税世帯	35,400円 (4回目以降	24,600円)

医療費＝合計点数×10円

自己負担額の計算

- ・ 入院費・外来費それぞれで適用されます。(ただし合算はできません。)
- ・ 暦の1ヶ月単位で計算されます。
- ・ 入院の食事代や個室代などの実費料金は対象となりません。

手続きやお問い合わせは、ご加入の健康保険まで

国民健康保険・・・住所地の役所、役場の保険年金課
社 会 保 険・・・協会けんぽや組合などの担当窓口

平成30年8月1日
福岡市民病院 医事課

お知らせ

※高額になりそうな入院や外来の費用を、あらかじめ軽減できる場合があります。

国民健康保険
社会保険

または

後期高齢者医療保険

に加入の 70歳以上 の患者さん

に加入の患者さん

平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります。

	適応区分	外来＋入院(世帯ごと)		外来(個人ごと)	申請
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252, 600円＋(医療費－842, 000円) × 1% ※4回目以降は、140, 100円			×
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167, 400円＋(医療費－558, 000円) × 1% ※4回目以降は、93, 000円			○
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80, 100円＋(医療費－267, 000円) × 1% ※4回目以降は、44, 400円			
一般	課税所得 145万円未満の方	57, 600円 ※4回目以降は、44, 400円	18, 000円 ※年間の上限144, 000円		×

※自己負担限度額は、月ごと(暦月)に計算します。

※現役並みⅠ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用認定証」の交付をご加入の健康保険で申請ください。

● 住民税非課税世帯の方 のみ

ご加入の健康保険に手続きして発行された、限度額適用・標準負担額減額認定証を
病院窓口に提示されますと、自己負担限度額と入院中の食事代が軽減されます。

	入院	外来(個人ごと)	申請
区分Ⅱ	24,600円	8,000円	○
区分Ⅰ	15,000円		

※自己負担限度額は、月ごと(暦月)に計算します。

※月が変わると遡って適用されませんので、手続きは必ず 当該月中まで お願いします。

手続きやお問い合わせは、ご加入の健康保険まで

国民健康保険、後期高齢者医療保険・・・住所地の役所、役場の保険年金課
社会保険・・・協会けんぽや組合などの担当窓口